



島根県報

平成17年 3 月 4 日 (金)
第 1,655 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課) 1
市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(") 1
民生委員の市町村別定数の一部改正	(") 2
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課) 2
換地処分(2件)	(農村整備課) 3
保安林の指定の解除	(森林整備課) 3
保安林予定森林	(") 3
保安林の指定施業要件の変更	(") 4
土地収用法の規定に基づく事業の認定(2件)	(用地対策課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
道路の供用開始	(") 8
都市計画事業変更の認可(2件)	(都市計画課) 8
"	(下水道推進課) 9
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 9
開発行為に関する工事の完了(3件)	(都市計画課) 10

告 示

島根県告示第256号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 旭福社 社会	那賀郡旭町大字本郷 362番地 6	通所介護	デイサービス まつばら	浜田市松原町1100番地 1	平成17年 3月1日

島根県告示第257号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄 田 信 義

表松江市の部に次のように加える。

鹿島地区	鹿島町
島根地区	島根町
美保関地区	美保関町
八雲地区	八雲町
玉湯地区	玉湯町
宍道地区	宍道町
八束地区	八束町

島根県告示第258号

民生委員の市町村別定数（昭和49年島根県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「

松江市	327人
-----	------

」を「

松江市	458人
-----	------

」に、

雲南市	140人
鹿島町	23人
島根町	16人
美保関町	22人
東出雲町	35人
八雲村	20人
玉湯町	17人
宍道町	21人
八束町	12人

を「

雲南市	140人
東出雲町	35人

」に改める。

島根県告示第259号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.6パーセント」を「年1.5パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成17年3月4日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成17年2月21日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年2月22日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（吉田）地区小木工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年2月22日付けで県営土地改良事業に係る悠Y O U おおち東地区山根工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第262号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯石郡飯南町長谷906 - 4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第263号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
簸川郡佐田町大字大呂469、470、2512から2515まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第264号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄田信義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月25日農林省告示第573号(二に限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第265号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄田信義

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

神戸川第2児童クラブ建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市芦渡町地内

(2) 使用の部分

島根県出雲市芦渡町地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

神戸川第2児童クラブ建設事業(以下「本件事業」という。)は、出雲市が、保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、授業の終了後の遊び及び生活の場となる施設を建設するものであり、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、補助金及び一般財源により財源措置を講じることとしているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 本件事業は、出雲市が社会福祉事業として児童クラブを建設するものであることから、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、「出雲市児童育成計画（出雲市エンゼルプラン）」を策定し、児童クラブの充実を図っており、現在同市内において14小学校区中10小学校区で13の児童クラブが開設されている。

本件事業は、同市神門地区における既存の児童クラブの利用希望者が増加し、所期の目的が達成できない状況となっていることから、児童クラブの利用待機児童を解消することを目的として第 2 児童クラブを建設するものであり、早急に事業を実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本件事業の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用していることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第266号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

高齢者介護予防拠点施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市西園町字向原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

高齢者介護予防拠点施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事業又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、負担金により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、高齢者の健康増進と介護予防を促進する施設を建設するものであり、本件事業を施行することにより得られる利益は相当程度存するものと考えられる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、高齢者の健康増進と介護予防を促進することを目的として、運動と交流を中心とした活動の拠点施設（以下「拠点施設」という。）を建設するものである。

出雲市においては、高齢化率が21%を越え、介護を要する高齢者も増加を続けていることや、ひとり暮らしのため孤独や閉じこもりといった生活上のリスクを抱える高齢者が増加している現状にあることから、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の介護予防を計画的に推進している。

拠点施設については、各中学校区に1か所程度設けることとして年次的に整備を進めており、本件事業に係る拠点施設は、浜山中学校区（長浜地区・高松地区）に建設するもので市内で4か所目となるものである。

長浜地区及び高松地区は、いずれも高齢者の外出や交流の機会確保が困難な地域であること、長浜地区の高齢化率は25.8%で市全体の高齢化率21.1%を大きく上回っており、同地区の高齢化の傾向は今後更に進むと予想されていること、を考慮すると、本件事業を早急に実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本件事業の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第267号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	184号	簸川郡佐田町大字上橋波字木ノ下191番2地先から同大字字向長川原734番13地先まで	前 A	メートル 8.00 ~ 43.00	メートル 1953.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 一部町道移管
		簸川郡佐田町大字上橋波字木ノ下191番2地先から同大字字塩ヶ谷735番地3まで		B	12.00 ~ 169.60		
		”	後 B	12.00 ~ 169.60	1744.40		
県 道	吉田頓原線	雲南市吉田町大吉田3211番2地先から同地先まで	前	6.00 ~ 11.00	27.00	木次土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	9.00 ~ 13.00	27.00		
”	”	雲南市吉田町大吉田3187番1地先から同地先まで	前	7.00 ~ 11.00	46.00	木次土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00 ~ 13.00	46.00		
”	”	雲南市吉田町大吉田3145番1地先から同3128番3地先まで	前	6.00 ~ 21.00	412.00	木次土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	6.00 ~ 35.00	412.00		
”	湖陵掛合線	簸川郡佐田町大字一窪田字和段田丸子平43番2地先から同町大字八幡原字天皇251番地先まで	前 A	9.00 ~ 29.00	94.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	5.00 ~ 13.00		
			後 A	9.00 ~ 29.00	94.00		
”	”	簸川郡佐田町大字八幡原1055番7地先から同町大字一窪田字和段田丸子平43番2地先まで	前 A	4.00 ~ 20.00	2120.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
		簸川郡湖陵町大字畑村1227番地先から同郡佐田町大字一窪田字和段田丸子平43番2地先まで		B	10.00 ~ 88.00		
		”	後 B	10.00 ~ 88.00	1406.00		
”	”	簸川郡佐田町大字宮内834番2地先から同大字2102番地先まで	前 A	4.00 ~ 7.00	369.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	13.00 ~ 35.00		
			後 B	13.00 ~ 35.00	400.00		

"	三刀屋佐田線	簸川郡佐田町大字反辺字高西967番17地先から同大字字北垣955番3地先まで	前 A	3.70 ~ 13.00	322.00	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	
			B	8.00 ~ 35.00	355.00		
			後 B	8.00 ~ 35.00	355.00		
"	鱒淵寺線	平田市平田町字横撫532番5地先から同市西平田町490番1地先まで	前 A	6.00 ~ 19.50	164.00	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	6.00 ~ 19.50		164.00
				B	9.00 ~ 31.00		217.00
"	佐野波子停車場線	浜田市宇津井町526 - 3番地先から同町569 - 1番地先まで	前	6.80 ~ 16.00	161.00	浜田土木建築事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	13.00 ~ 20.80	161.00		

島根県告示第268号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市東林木町1330番地先から同町170番地先まで	メートル 820.00	平成17年 3月13日	出雲土木建築事務所	
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町大吉田3140番1地先から同3128番3地先まで	217.00	平成17年 3月4日	木次土木建築事務所	
"	出雲仁多線	出雲市野尻町字崎上460番2地先から雲南市三刀屋町根波別所435番3地先まで	756.00	平成17年 3月31日		
"	湖陵掛合線	簸川郡湖陵町大字畑村391番1地先から同大字407番1地先まで	156.00	平成17年 3月4日	出雲土木建築事務所	

島根県告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄田信義

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 9 年島根県告示第172号出雲都市計画道路事業 3 ・ 4 ・ 19号医大前新町線
- 3 事業施行期間
平成 9 年 2 月14日から平成19年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

島根県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
横田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横田都市計画下水道事業
横田町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和63年 7 月19日から平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和63年島根県告示第698号、平成 4 年島根県告示第228号、平成 7 年島根県告示第990号、平成12年島根県告示第510号及び平成14年島根県告示第522号の事業地に横田町大字稲原字上ノ段、字上ノダン、字代畑、字寺畑、字以後畑、字下寺田、字上寺田、字寺山下、字寺山下夕、字土居、字日焼田ノ上へ、字トナミ廻、字下廻、字下モ廻、字池ノ廻、字長廻、字廻田、字古屋敷、字古屋敷道下、字屋敷余、字埤田、字畑田、字仲田、字清水田、字大田、字餅田、字日焼田ノ上、字日焼田上、字日焼田上へ、字梨子木田、字上大田、字家ノ脇、字丸山、字下田大田、字的目、字的目下モ廻、字的免、字矢入、字矢入原、字矢入下夕、字矢入道端、字寺ノ前、字下夕松ノ木、字上松ノ木、字丸山下、字堂ノ前、字大殿井手上、字アゲシ、字アツツ、字ハゲラ下夕、字ヌカヤ、字小源下夕、字馬寄原、字東山、字袋尻、字大ナル、字玉一、字玉一上へ、字家ノ前、字家ノ後、字家ノ表、字家ノ下夕、字丁子、字渡り上り、字上神田、字宮ノ前、字宮ノ脇、字天満宮上池、字藤ヶ瀬、字砂田落、字中田、字御供田、字大深、字戸山場、字山根、字花屋井手下夕、字花屋、字屋敷余り、字堤尻り、字矢入宮ノ向、字鉄穴内及び字空垣内を加える。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請が

あったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成17年2月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 奥出雲ネットワーク

3 代表者の氏名

卯木晃哲

4 主たる事務所の所在地

仁多郡仁多町大字三成321番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、IT（情報通信技術）の活用・啓発・普及に関する事業を行い、奥出雲におけるまちづくり推進、地域文化の振興、情報化社会の発展、経済活動の活性化など社会全体の利益に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

安来市大塚町字七反田661番19

面積 239.31平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市大塚町662番地5

藤井 信行

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町706番1 外7筆

面積 2,778.84平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県尼崎市水堂町 3 丁目18番21号
株式会社 ライフォート
代表取締役 石橋 一郎

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 3 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
簸川郡湖陵町大字大池1858番地 外13筆
面積 9,955.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
簸川郡湖陵町大字三部969番地 1
新和建設株式会社
代表取締役 阿川 功

